

平成十五年五月三十日受領  
答弁第四一號

内閣衆質一五六第四一號

平成十五年五月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 福田康夫

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、国家公務員、独立行政法人、特殊法人、認可法人又は国の機関が所管する公益法人を退職した者のうち一億円を超える退職手当（退職手当に相当する給付を含む。以下同じ。）を受給した者が所属していた組織名、退職手当が一億円を超えた理由並びに退職手当の見直しの有無及びその予定は、別表のとおりである。

|   |  |                          |                           |               |               |               |            |                   |                    |
|---|--|--------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------------|--------------------|
| <p>所属していた組織名</p>  | <p>内閣法制局</p>   | <p>検察庁</p>               | <p>会計検査院</p>              | <p>衆議院法制局</p> | <p>参議院事務局</p> | <p>参議院法制局</p> | <p>裁判所</p> | <p>日本電信電話株式会社</p> | <p>(社) 商事法務研究会</p> |
| <p>退職手当が一億円を超えた理由</p>   | <p>国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定に基づき支給したものである。</p>   |                          |                           |               |               |               |            |                   |                    |
| <p>退職手当の見直しの有無及びその予定</p>  | <p>民間における退職金の支給の実情にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うこと等を内容とする国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が今国会において成立したところである。</p> |                          |                           |               |               |               |            |                   |                    |
| <p>株主総会における決議を経て、金額、時期、方法等について一任された取締役会において、在任期間等を総合的に勘案して決定され支給されたものである。</p> | <p>退職慰労金の見直しは予定していない。</p>  | <p>常勤役員退職慰労金規則に基づき、在</p> | <p>定年制の導入及びこれに伴う退職慰労金</p> |               |               |               |            |                   |                    |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
|                            | <p>任期間及び在任中の功労を考慮して支給したものである。</p>   | <p>の算式の適正化を図ることにより見直す予定である。</p>   |
| <p>(社) 学士会</p>             | <p>職員給与規程の退職金に関する規定に基づき、在任期間により算出した結果により支給したものである。</p>  | <p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十五年中に退職金に関する規定を見直す予定である。</p>   |
| <p>(財) 中山報恩会</p>           | <p>在任期間、勤務成績及び長年にわたる物心両面の貢献を考慮して、理事会の決定により支給したものである。</p>  | <p>平成十五年度中に役員退職金規程を定め、見直しを図る予定である。</p>  |
| <p>(財) 日本科学技術振興財<br/>団</p> | <p>常勤役員退職慰労金規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して支給したものである。</p>  | <p>所管官庁からの指摘に基づき、平成十三年度に常勤役員の在任年齢及び在任期間の上限を設け、平成十四年度には常勤役員報酬規程を定めることにより、退職慰労金の水準を引き下げたところである。</p> |
| <p>(財) 日本相撲協会</p>          | <p>退職金支給規定に基づき、在任期間及び勤務成績(地位)により算出した退職金並びに相撲界における貢献の度合い、経済状況等を考慮して、理事会の決定により支給した功労金を併せて支給したものである。</p> | <p>退職金支給規定の見直しは予定していない。</p>   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| (財) 全日本労働福祉協会      | 役員退職慰労金規定に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会及び評議員会の承認により支給したものである。 | 今後、退職慰労金を減額することとしている。  |
| (社) 日本海事検定協会       | 役員退任慰労金規程に基づき、在任期間及び特別な功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。        | 平成十四年度中に退任慰労金を減額する規程の見直しを行ったところである。                                |
| (財) 母子衛生研究会        | 理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して支給したものである。          | 理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準を見直し、役員退職金規程を作成する予定であり、規程の内容を検討中である。             |
| (財) 電力中央研究所        | 退職慰労金支給内規に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して、理事会の承認を得て支給したものである。         | 所管官庁からの指摘に基づき、当該法人において、一般企業及び他の公益法人の支給水準を調査し、比較検討した上で、見直しを行う予定である。 |
| (財) 日本エネルギー経済研究所   | 役員退職金内規に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して、理事会の承認を得て支給したものである。           | 所管官庁からの指摘に基づき、平成十四年度に見直しを行い、支給率を引き下げたところである。                       |
| (社) 日本プラントメンテナンス協会 | 役員の報酬・賞与および退任慰労金に関する規程に基づき、在任期間及び勤務                       | 所管官庁からの二度にわたる指摘等に基づき、現在、役員の報酬・賞与および退任                              |

|                     |   |                            |                            |
|---------------------|---|----------------------------|----------------------------|
|                     |   | 成績を考慮して支給したものである。          | 慰労金に関する規程の見直しを行っているところである。 |
| (社) 愛知県モーターボート競走会   | 役員退職慰労金支給規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。 | 平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。 |                            |
| (社) 岡山県モーターボート競走会   | 役員退職慰労金支給基準に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。 | 平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。 |                            |
| (社) 香川県モーターボート競走会   | 役員退職慰労金内規に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。   | 平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。 |                            |
| (社) 全国モーターボート競走会連合会 | 役員退職慰労金支給規程に基づき、在任期間及び特別な功労を考慮して、総会の議決を経て支給したものである。   | 平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。 |                            |
| (社) 東京都モーターボート競走会   | 役員退職慰労金規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。   | 平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。 |                            |